


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例 規則 部課 機関			
<p>1 要 旨</p> <p>(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正（平成29年4月1日施行）、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（平成29年4月1日施行）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（平成30年4月1日施行）により、上記条例を一部改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>①支給認定証の任意交付化</p> <p>改正前 支給認定申請があり認定できる場合、支給認定証を全世界帯交付する。</p> <p>改正後 ア 支給認定証の交付の申請がある世帯のみを交付するものとする。</p> <p>イ 支給認定証の交付の申請がない世帯には、支給認定証の記載事項が記載された通知のみ行うものとする。</p> <p>②引用条文の条項ずれ</p> <p>改正前 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第9項</p> <p>改正後 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項</p> <p>(3) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>①支給認定証は、保護者が認定こども園や小規模保育事業の利用を求める場合、保育事業者に支給認定の有無等を示すために提示するものであるが、当該改正後においても、引き続き、支給認定通知書（支給認定情報に係る通知）は交付し、これにより確認できることから、影響はない。</p> <p>②事務負担の軽減が図られる。</p>				
2 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み				
3 留意事項（問題点等） 特になし				
4 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第1回市議会定例会に議案として提出したい。				
5 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。